

第32回防衛問題セミナー

平成28年11月24日（木）

【司会】

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第32回防衛問題セミナー「大規模自然災害への備え～防衛省・自衛隊の役割～」を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます九州防衛局地方協力確保室長の佐藤といたします。よろしくお願いいたします。

本日は、受付で配付しました式次第に沿って進行させていただきます。

まず初めに、主催者を代表しまして、九州防衛局長 川嶋貴樹よりご挨拶させていただきます。川嶋局長、お願いします。

【川嶋局長】

皆様、こんばんは。たくさんの皆様にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私、防衛省の九州防衛局というところで局長をやっております川嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、九州防衛局はどんな仕事をしているのかとご疑問の向きもあるかと思えますけれども、大きく分けて二つの仕事がございます。

一つは、自衛隊には基地、演習場あるいはレーダーサイト、様々な施設がございます。そういう施設を、まずは土地を買い、建物を建てて、使えるようにして、具体的な部隊がやってきたときに部隊に貸し出す、即ち陸海空自衛隊の施設の大家さんのような仕事をしております。

もう一つは、防衛省の地方支分部局として、防衛行政に関しまして、県や市町村あるいは地元の皆様と様々な調整をしなければいけない場合に、九州防衛局が九州管内においてその役目を果たすことが、二つ目の大きな仕事でございます。それで、セミナーに関しましては、防衛行政を、あるいは防衛省の抱えるさまざまな課題を市民の皆様によく理解していただくよう講演会を計画させていただいております。

本日は2部制をとっております、お二人の方に講演をしていただくこととなっております。

最初は、防衛省の統合幕僚監部という防衛省の言ってみれば自衛隊の作戦を主に担当するところでございますが、そこに勤務しておられます吉田正法参事官です。この方は私と同様、役人、シビリアンでございますけれども、「大規模自然災害時の自衛隊の役割」と題しまして、お話をいただくこととなっております。

吉田参事官は、先ほど申しましたように、統合幕僚監部という防衛省の中で自衛隊の主として作戦や行動を担当する部署の重要な位置におられる方でして、まさにその人でないとなかなかお話しただけでないようなことを、今日は話していただけるものと考えております。

そして、第2部につきましては、陸上自衛隊第41普通科連隊長であるとともに、ご当地別府の別府駐屯地司令を兼ねていらっしゃいます泉英夫1等陸佐に「災害派遣活動と今後の課題」ということで、地元の部隊に特化した、まさに最前線といえますか、災害派遣の場合に、あるいはその他さまざまな場合に矢面に立つ方でありますので、まさに現場の抱える様々な問題や苦勞そういったものをお話していただく予定にしております。

第1部につきましては、いわば自衛隊の中央におられる方に大きな問題意識を語っていただき、第2部においては、まさに現場で活躍しておられる方に、現場の抱える様々な問題を話していただこうと、こういうことで本日は2部制をとっております。

多くの方々にご来場いただきましてありがとうございます。喜んでおります。ぜひ、こういう機会を利用して、防衛省の抱える防衛行政あるいはその他様々な課題について、ご理解を深めていただければと考えております。

本日、二人の2部構成でございます。最後までごゆっくりと防衛省の抱える問題について、ご理解を深めていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【司会】

それでは、第1部の講演に移りたいと思います。

第1部は「大規模自然災害時の自衛隊の役割」と題して、防衛省統合幕僚監部吉田参事官の講演です。

講演に先立ちまして、簡単に吉田参事官の経歴をご紹介します。吉田参事官におかれましては、平成元年に防衛庁に入庁され、その後、防衛大臣秘書官、内閣官房内閣参事官、情報本部分析部長、防衛政策局国際政策課長などを歴任され、平成27年、現職であ

ります統合幕僚監部参事官に就任されております。

それでは、吉田参事官、よろしくお願いたします。

【吉田参事官】

皆さん、こんばんは。防衛省統合幕僚監部で参事官をしております吉田と申します。本日は大分県別府市に来る機会をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。なかなか日頃、東京の市ヶ谷を離れることができにくいポジションにおりますので、このような貴重な機会をいただいたことを大変うれしく思っております。

昨年10月に新しい統合幕僚監部という形で、私のこの参事官というポストができたわけですが、これまでは防衛省の内部部局にあり、大臣を直接補佐するポジションでありました。改編により、統合幕僚監部の中で部隊運用を行う制服の方と一緒に仕事を行うようになりました。

今年の5月には平成28年熊本地震において、大分県でも被害があり、この対応も担当させていただきました。

特に我々の仕事としては、関係省庁並びに国会議員など政府部内の調整を担当しているということになりますので、そのような経験を踏まえて、今日お話ができること、しかも大分県にお住まいの方にお話ができるということは、非常に貴重な機会だと思っております。

今日のこの「大規模自然災害時の自衛隊の役割」というのは、自衛隊の役割の話だけでなく、そもそも自衛隊が政府全体の中でどのような役割を担っているか、また自然災害に対しては、政府だけではなく、地方公共団体、地元の方々の協力を得ながら対応しておりますので、そういった大きな構造をまずご理解いただいて、さらに今年5月の経験を踏まえて、今後また来る可能性がある大規模な自然災害にどう備えていくかということを考える機会にさせていただければと思っております。

それでは、資料をお配りしておりますので、スクリーンも見ながら目を通していただければと思います。

まず、地方公共団体と政府の役割をご説明させていただき、その次に、政府の中での自衛隊の役割、最後に、これまでの教訓等から、さらに地方公共団体を含めた地元の協力をどう進めていくかということをお話させていただこうと思います。

では、そもそも我が国の場合、災害に対しては災害対策基本法という大きな法律があり

ます。その災害対策基本法の考え方に基づいて、政府全体の仕組み、政府のみならず地方公共団体との役割分担などが明らかになっています。国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することが、この法律の目的とされており。この中で防災に関する責務が明確化されるとともに、またそれに当たる組織、計画をつくらなければいけないということ、平素からの災害対策の推進、それに伴う財政金融措置、緊急事態への対応などがこの法律に記載されているということになります。

この法律に基づいて、どのような役割分担になっているかということ国と地方という形で書かせていただいております。今回のテーマそのものは、大規模自然災害ということでございますけれども、これには通常自然災害も含まれているわけです。基本的に通常自然災害というのは、一次的には市町村あるいは県に対応していただいておりますが、大規模というときには政府全体として地方公共団体とともに、その災害の対応に当たらなければいけないこととなります。そのために、防災基本計画という形でしっかりと日頃から準備をしておかなければいけない、その基本計画というのが全て連携のとれたものにならないといけませんということで、政府でも防災の業務計画がつけられております。地方では、都道府県レベルでの地域防災計画、また市町村レベルでの地域防災計画といった形で準備をしております。

その中でも特に国というのは、都道府県及び市町村からの要請があった場合に、職員の派遣を行っていく必要があります。これは熊本地震のときも当然そのような体制をとりましたし、日頃から政府全体としても物資の備蓄等に努めていくということになります。他方では、地方にも防災に必要な物資や資材の備蓄等は、行っていただかないといけません。地方の実情に即した対策がとれるのは、地方公共団体の強みであると思っておりますし、その上で、政府全体でバックアップをしていきます。一地方公共団体にとどまらない災害というのが、最近多くなっております。あるいは、一つの県にとどまらない災害、今回の熊本地震もそうございましたけれども、そういったものに関しては、やはり国が積極的に関与していくということに対応する部分になっております。

自然災害ではありませんが、大規模自然災害に匹敵する大きな災害として、原子力災害というものも参考に書かせていただきました。特に大分県の皆さんは、愛媛県にあります伊方原発で、もし原子力災害があればということには関心が深いと思います。政府としても、伊方原発の災害時における避難訓練をこの間実施させていただいて、万が一のときに

は大分県の特に大分港、別府港にも愛媛県から要避難者を運ぶ必要があるという考えになっています。

このような原子力災害というものは、一義的には事故そのものは原子力事業者が対応するわけでございますけれども、やはりその影響が大きい場合には、福島原発事故のとおりですので、最初から政府として取り組んでいきます。先ほど自然災害のときに、県や市の行政がと言いましたけれども、それに対して原子力災害、特に大きな災害の場合には、対策本部をつくり、最初から取り組むという枠組みができています。

基本的なその枠組みを前提として、自衛隊が政府の中でどのような役割をするのかという点について、ご説明をさせていただきたいと思います。

防衛省と自衛隊は同じものです。国家行政組織の観点から防衛省という呼び方をしており、実力組織としては自衛隊という呼び方をいたします。したがって防衛省・自衛隊という言い方をしておりますけれども、これは両面から見た同じものを指しております。

防衛省・自衛隊の役割は、特に自衛隊という実力組織に関しては、自衛隊法という法律で定められております。先ほど申し上げました災害対策基本法が政府全体、あるいは国と地方全体を規定するものですが、それに対応する形で、自衛隊には、三つの枠組みが記載されております。

一番基本的な災害対応というのが、第83条に基づく災害派遣と呼ばれるものになります。これは基本的には要請に基づく派遣で、都道府県知事などからの要請に基づくものです。これはよく市町村長さんから、各市町村で自衛隊に災害派遣をできないだろうかというご相談を受けたりもしますが、我々の考え方といたしましては、広域にまたがることが多い災害もあり、資源の配分であるとか、現状把握等の観点から都道府県を窓口とさせていただいて、そこで災害対応に当たっている県とも連携し、実際の対応は各市町村と一緒にやるわけです。そういう形で要請は都道府県知事を通していただいているということになります。

この災害派遣の中には、自主派遣として要請を待たず出る場合もあります。これは後ほど説明させていただきます。それに対しまして、大規模地震対策特別措置法や原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害派遣ですが、この83条の2、83条の3というのは、初めから政府全体で対応しなければいけないものとして、要請なしで対応するものになります。したがって、地震防災派遣、原子力災害派遣については、政府レベルの計画がしっかりできています。

大規模地震対策に関しましては、基本的には東海地震が対象になっていますが、南関東大震災やこれから予想されている南海トラフ沖大地震、そういったものの計画が、現在、政府レベルで進んでおります。こういった部分で早急に対応していくことになっております。

災害派遣は多岐にわたっております。今回、大規模自然災害という大きなテーマではありますけれども、災害派遣として83条に基づく対応をした例などをご説明させていただきます。

これは、何も杓子定規に決めて、これ以上やらないということではなく、新たな事態があれば、それに合わせて対応していく、これまでも対応してきたというものです。

ここで言う83条の場合とは、自然災害にとどまらず、航空機事故やあるいは工場の火災といった人為的な災害も含まれます。それに対応する行為自体は同じということで、自然災害プラス人為的災害への対応をする枠組みだということです。先ほど申しましたように、要請権者が基本的には都道府県知事となっております。それ以外は、洋上での航空救難、あるいは海難事故がありますので、海上保安庁長官や空港事務所長が要請権者とされています。自治体や地元からは、基本的に都道府県知事を通していただくこととなります。

ただ、都道府県知事に要請を要求できない場合は、直接通知することもあり得るということになっております。しかし、広域にわたる場合は有効な援助活動をしなないといけませんので、やみくもに出ていっても、結果的に効率的でないという場合もあるため、日頃からの連携が重要になってくるということです。

その中で、人命救助、行方不明者捜索、入浴支援、給水支援など、これまでも活動を行ってきましたが、後ほど自衛隊の能力とその特性の中でご説明をさせていただきます。

こちらは参照条文として、地震防災派遣、原子力災害派遣を加えていただきましたので、またお時間があるときに御覧いただければと思います。

国の中で、特に我々は実動省庁とった呼ばれ方をします。自衛隊・警察・消防は、直接住民の方などの救難・援助に当たる機関ということで、実力組織として実動機関と言われることがあるわけですが、その中でも自衛隊の災害派遣に対応する部分の考え方、特に要請する側の方々にご理解いただきたいこと、ご留意いただきたいことを書かせていただいております。

先ほど実動省庁と言いましたけれども、それぞれ、自衛隊には自衛隊の特性が、警察には警察の特性が、消防には消防の特性がございます。その特性に応じて最大の強みを発揮

しながら対応していくことが重要であろうと考えています。自衛隊というのは国が直接動かせる部隊ということ、警察は都道府県レベルで動かす組織、消防は各市町村レベルで動かす組織ということで、それぞれ特性がございます。もちろん持っている装備や人員などの違いもございます。

その中で、自衛隊が自衛隊である能力を最大限に発揮するという観点から、災害の場合にどういうふうを考えて物を動かすか、一つは緊急性、一つは非代替性、一つは公共性ということになります。緊急性というのは、自衛隊が持っている即応能力を利用するという考え方です。他のところに頼むのでは間に合わないという場合ということになります。あるいは非代替性、自衛隊の能力は他に代わり得ないという観点から、自衛隊に頼まなくては行けないということ。それから公共性です。費用を払い民間の力を使えばできるようなことを国に頼むということはあまり行われません。こういった観点に照らし自衛隊は対応を考えています。大規模な自然災害という場合に、自衛隊が対応するのは言うまでもないことではありますけれども、83条に基づく災害派遣には、自衛隊以外の組織が対応する方が有効な場合もあります。そういった点を政府全体で調整していくということになります。

自衛隊の災害派遣というのは、緊急的に行われるものであること、特に地震の場合、当初の救命のフェーズからだんだん生活支援、それから最後は復旧復興という形になっていきます。その場合、自衛隊がずっと活動を行っていくと、いわゆる民業圧迫という形で民間の能力を阻害する場合がありますので、時間の変化とともに自衛隊の役割も変わっていくということになります。

また、自衛隊は一度に沢山の人員を動かせるという特性がありますが、逆に言えば長期間その動員を維持するのは難しいという面もあります。民間力に代わっていける場合は、順次スイッチしていく。そのような考え方のもとで「緊急的・一時的な支援を行うもの」という基本的な考え方を書かせていただいております。

ここでは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限ということを書いています、先ほど警察と消防の違いにも触れさせていただきましたけれども、実は自衛官の方が災害派遣に出た場合、警察の方あるいは消防の方とできることが違います。自衛官は警察官ではありませんので、そこで犯罪を見つけたからといって逮捕することができるわけではありません。あるいは道路の使用許可のような交通規制を含めたことができるわけではありません。また、消防のように、救急車が行うようなことがどの部隊でもできるというわけでは

ありません。その中でもこれまでの震災の経験、私も個人的には役所に入って以来、阪神・淡路大震災、それから東日本大震災というのを経験させていただきました。そういった中で自衛官ができる仕事は実はずつ広がってきているということをこの中で書いておきます。

76条の3で「災害時における交通の規制等」というのは、「の3」と書いていることでわかっただけのように、後から追加された条文です。特に放置車両があった場合、道路がふさがれてしまうといったときに、排除できる権限が自衛官になかったという反省から新たにつくられました。

自衛官の役割は、必ずしも警察官や消防官と同等ではない部分がありますが、これまでの震災対応経験を踏まえて、徐々に権限が拡大され、緊急に対応すべく権限を与えられて、その役割を果たすということが期待されているように思います。また今後とも、新たな問題点が出れば、中央のレベルとしては法律の改正を行い、その対応ができるようにしていくこととなります。

そのような自衛隊が常日頃どういう体制でいるかということを書いています。先ほど自主派遣という形で、要請を待たずに出ることもありますと言いました。これは特に、阪神・淡路大震災のときの反省も踏まえてですが、迅速に対応できる能力を持たなくてはいけない、あのときはまだ自治体との関係という面でも課題があり、単純に自衛隊だけの問題ではないという面もありました。その後、そういった経験のもとに、「ファスト・フォース」という呼び方をしておりますけれども、あらかじめ緊急事態に対応できるような部隊を指定して、何かあったら直ちに駆けつけるという体制を常日頃から各自衛隊で準備しております。

日本地図に、陸海空で色分けし、その初動対応部隊があることを記載しております。大分県にも陸自の災害派遣の即応部隊はあります。全ての都道府県が同じようにというわけではありませんが、部隊が所在するところに即応部隊がありますので、自衛隊が所在する地域は、所在しない地域に比べると迅速な対応が期待できるということになります。我々にとっては逆に、自衛隊の駐屯地や基地がない都道府県にどう対応していくかが課題であるということになります。

災害派遣のことも念頭にとわれておりますけれども、現在、47都道府県全てに自衛隊の基地はあるわけですが、陸海空それぞれの規模や各自衛隊が全て所在する県もあれば、所在しない県もあるといった意味でかなり差があるのが実情です。奈良県には、航空自衛

隊の幹部学校があるのですけれども、こういった災害のときに対応できる陸上自衛隊の部隊が駐屯していないということで、最近では奈良県から熱心に部隊の誘致をいただいております。近くに自衛隊の部隊があると災害のときにも安心だということはあると思います。ぜひ地域の方からもご支援をいただいで、災害対応だけが自衛隊の仕事ではありませんけれども、地元にとっても非常に重要な資産だと思っていただいで関係を深めていただければと思います。

先ほど自衛隊の特性に応じて対応をとりますという話をさせていただきましたけれども、自衛隊の特性として、実際の活動とは何か、自衛隊が行うべき、自衛隊に期待されるべき役割は何かということピックアップさせていただきました。

情報収集と記載していますが、これは自主派遣で、ある一定の地震が来たときには、すぐにヘリコプターが飛び立つという仕組みが現在できております。先般の福島県沖の地震では、揺れが伝わってきているわけではないのであまり感じられなかったかもしれませんが、東京では久しぶりの地震で、福島沖だったということもありまして、非常に大きなニュースになりました。その際、関東地方は天気が悪かったので、民間のテレビ局や新聞社のヘリコプターが飛べなかったようで、NHKの映像も、陸上自衛隊の東北方面隊から飛んだヘリコプターの映像が流れていたということで、大変役に立ったと言われております。

それから陸の場合は、被災者の捜索救助です。これは最初の段階でとても重要になってきます。特に水害の場合はこういったゴムボートを持ってきます。また、ヘリコプターでの捜索救助というのも非常に有効になります。

また、物資の輸送として、熊本のときにも大変喜ばれましたけれども、避難所に届ける物資の輸送が重要な役割となります。また、そのために海上輸送として、自衛隊の部隊を運ぶのが主な役割にはなりますが、輸送艦などを使った海上輸送、それから航空輸送も今回、熊本では大変有効であったと承知しています。

また、海上自衛隊の急患輸送として、海上での捜索対応のための飛行機もありますし、生活支援としての陸上自衛隊の給水支援用の機材、給食支援の機材、入浴支援の機材、それから応急復旧活動に使います施設部隊の装備品などが記載してあります。

また消火活動として、これは通常、山火事するときなどに依頼がありますが、ヘリコプターから消火活動を行うことがあります。消火剤を使う場合と水を汲み上げて対応する場合の大型ヘリコプターがあります。最後は応急医療の関係で、野外手術システムや、現在は機動衛生ユニットという手術室を運ぶようなものも自衛隊は持っております。

したがって、特性というのは即応態勢といった面、それから一度に多くの人材をこういった資材とともに動員できるという体制、また、自衛官は各自が誰にも頼らなくても活動や支援ができるといった意味での能力、それから飛行機や特殊な装備といった、警察や消防では持ち得ないものが自衛隊に期待されているものだと思います。

自衛隊の役割は、最初の72時間、3日間、情報収集、人命救助に係る活動に最大の力を発揮すべきこととなります。時間がたってくる中で、生活支援に係る活動、いわゆる入浴支援や給食支援ということになってきます。やはりこのバランスが非常に難しいところです。今回、熊本地震の場合は、もちろん最初に情報収集、それから人命救助、捜索、特に孤立した病院などから救急車を航空輸送するといったことが最初に求められていたわけですが、早い段階から避難所に対する物資輸送のニーズが高まり、本来この生活支援にかかる活動が、実は同時並行に起こり非常に苦勞したということがありました。イメージとしては、やはり最初は情報収集、人命救助に最大の力を投入し、少しでも助けられる方は助けていき、その中で徐々にフェーズが切り替わり、生活支援としての活動、その後、長引くときには避難者への支援ということになっていくと思います。あわせて政府全体としては、復旧活動、それから復興のフェーズにという風にかわっていきます。

先ほどから役割の部分でご説明させていただいているのは、政府全体としてこういったものをどの組織がどのように行っていくのかということ調整していかないと何事もうまくいかないということになります。

これは自衛隊がということで説明しておりますけれども、政府レベルでは、内閣府の中に内閣府防災という部署があり、そこが司令塔になって、実動省庁と呼ばれる我々、警察、消防、それから生活支援などの場合では業界関係、ガソリンなどであれば経済産業省となります。あるいは食料品に関しては農水省、あとゴミの関係ということになると環境省、そういった全ての省庁が関わってくることとなります。そういった中での役割をどのようにうまくやっていくか、重複を避け、情報収集、その整理も大変なことになってきますが、その部分が非常に難しく、毎回新しい事態に直面して苦勞している部分です。

そういった政府内の調整等で我々は業務をしているわけですが、これまでの教訓を踏まえて、少し自衛隊と地方公共団体、また地元の方との協力体制をどう取って、どう行っていくべきかという点を皆様にご理解いただいて、また考えていただきたいと思っております。

また、特に平成28年の大分・熊本地震のことも踏まえて、考えていく必要があると思

っていますが、その中で幾つかご説明させていただきます。

今回、特に山間部などで、土砂崩れにより道が途絶してしまい、集落が孤立してしまうことがありました。その際、病院などから要救助者を運ぶということもありましたし、各避難所に物資を届けるというのもございました。その中で非常に有効だったのは、航空輸送でした。ヘリコプターなどによる輸送は、日頃から地方公共団体の協力を得ながら準備をしておく必要があります。我々としては、場外離着陸場の指定について日頃から調査しておかないと、古いデータのままいざ飛ばそうとしたときに木が邪魔になったり、新しい電線があったりすると、ヘリコプターが飛ばません。我々としても、全国、緊急時にどこに我々の持っているヘリコプターを降ろすことができるのかを調査しています。ただ、これもまだ完全でないと思っていますので、ご協力をいただいて、少しでもこの事業も進めていきたいと思えます。同時に各地元においては、常日頃から、ここであればヘリコプターを降ろせるというような場所を用意しておき、ヘリコプターが降りても、そこから避難所まで物資を運ばないといけないということになるので、陸上輸送の観点からどうやっていくのか、離発着場がある避難所みたいな形をつくっていいのか、あるいは病院もそうですが、最近ではドクターヘリ等が進んでいますが、医療施設もヘリコプターが離発着できるようにしていただけると大変助かると思えます。こういった日頃からの準備や連携というのは、いざというときに大変力になります。

先ほどはヘリの離発着場でしたけれども、同様に港も常日頃から準備しておかないといけないと思えます。実は、先ほど自衛隊の特性で言いましたけれども、能力は高いが、自衛隊の船は大きいため、入れる港を制限される場合があります。特に物資をたくさん運べるような大きな船は非常に深い港がないといけないとか、あるいは埠頭がないといけないということになります。もちろん、そういった場合に備えて、LCACと呼ばれるホバークラフトで、輸送艦から物を揚げることもできますが、これはこれで、ホバークラフトという特性で、スムーズに上陸させる場所がどこでもいいというわけにはいきません。当然、岩場ではできないなど制約もあります。日本は海に囲まれてどこからでも海から物が運べそうな気もしますが、実は非常に制限があります。我々も日頃から調査をし、準備をしておりますけれども、防災という観点から港湾が被害を受けるということ、これは東日本大震災のときにあり、その場合には当初の調査が役に立たなくなってしまうこともあります。防災の観点からも海上から補給路を日頃から確保していくと、そういった点でも自治体との連携、あるいは港湾管理者や管理組合などの関係者との協力が重要になってくると思

ております。

現在、そういった災害を踏まえての準備をしているということで、地方公共団体をはじめ、地元の方々と協力することが如何に大事かということを書かせていただいております。

特に南海トラフの地震などへの準備をしていると記載していますが、我々が持っている計画というのは、このようになります。日頃からの準備としては、まず政府レベル、あるいは中央レベルと合わせて共通の事態を想定して計画を持っているということが大事になります。

それで、この計画を持っていることを前提として、訓練を行うということが大事になります。阪神・淡路大震災の教訓といったことを少し話させていただきましたけれども、あの頃、特に兵庫県は自衛隊とは疎遠であったということは指摘されていますが、お聞きになった方もいらっしゃると思います。そういった計画を共有できていなかったということ、また、それに基づく訓練が行えていなかったということ、そういった状況もあり、自主派遣という形で自衛隊を出すことができたとしても、どこに何をやりに行けばいいのかわからないという状況になってしまい、それが大きな反省になっているということでもあります。

東日本大震災の場合は、東北エリアを担当する東北方面総監部が東北6県を担当しており、非常に行政とマッチしていたわけです。東日本大震災が起こる前に、みちのくアラートという名称で大規模な地震災害への対処訓練を自治体と行っておりました。そういったことが、実際の東日本大震災の対処にも役立ったと当時の担当者の方々がおっしゃっています。自分のところには災害、地震は来ないと思う地域もあるとは思いますが、計画を共有し、訓練を一緒に行うこと、また、ヘリの発着場や港、そういったことも普段から情報を共有しておくこと、それがいざというときの対処に役立つというのは言うまでもないことだと思います。

そういった点で、大分県、あるいは県内の各市町村も含めた対応を皆様方がぜひ提案していただいて、常日頃から自衛隊だけでなく結構だと思いますが、警察、消防も含めて、訓練の計画を立て、訓練をしていきたいと思いますということを後押ししていただければと思います。

自衛隊主催の訓練のみならず、我々としては政府レベルでの内閣等で主催する訓練、あるいは自治体が主催する訓練にも参加しております。震災を経験した地域は回数が多くなっていると思います。そこから見ますと、西部方面は少なかったのかもしれませんが。今回の災害を契機として、今後より一層の取り組みが行えるように努力していければと思います。

す。

そういった平素からの準備、計画を持っていること、それから訓練を行うこと、それらに加えて、地方公共団体との連携をさらに進めていく必要があるかと思えます。特に、常日頃から、そういったことを実施する上での意思疎通の確保というのは非常に有効だと思います。意思疎通というのは、実は、国の機関の中でもなかなか難しいものがあります。警察の方と自衛隊の方が使う言葉が違うので、一緒に訓練をすると実は全然違うことを指していたということも起こったりします。カルチャーが違うためという言い方もできるのかもしれませんが、実はそういったことも初めて訓練などをやればわかります。共通言語を持つ上でも、常日頃からの連絡は重要だと思いますし、その翻訳機関の役割で、地方公共団体の防災担当部局との人的交流があります。退職自衛官の方を都道府県、県庁や市役所などの防災担当部局に採用していただくというケースが近年増えています。平成28年6月30日現在で377名が各地方公共団体の防災担当部局に採用していただいております。防災計画や訓練をと言っても、文化の背景により言葉の意味が違うこともあり、考え方をすりあわせる上でそれぞれの経験がある方を採用していただくというのは有効ではないかと考えております。現在、大分県には、県庁に2名の自衛隊出身の方がいらっしゃいます。また、佐伯市役所と杵築市役所にも1名の採用をいただいております。そういった方がいらしゃると、地域の方も安心できるのではないかと考えております。

防衛省としても、積極的に都道府県、市町村に働きかけも行いながら、経験を持った有為な人材を活用していただいて、災害への対処に備えていきたいと思っております。また、そういった方を中心に、訓練や地域防災計画の促進を進めていきたいと思っております。

地方公共団体だけでなく、例えばNEXCOという高速道路の関係です。自衛隊はその地域に限られた部隊しかおりません。一日でも早く違う地域から被災地域に部隊を送り込み迅速な応援体制を組む必要があります。自衛隊の強みである組織力を発揮するためには、航空輸送や海上輸送も行いますが、主力はやはり陸上輸送になります。そういった点で、高速会社の協力を得るというのは非常に重要です。地方公共団体との連携も重要です。それ以外のこういった公的な機関との協力もさらに進めていく必要があります。ここも最近になって進んできた分野ではありますが、まだ十分ではありません。

熊本地震のときにも、北海道からの部隊が到達するのに苦労しましたので、こういった点も進めていきたいと思えます。

最後になりますけれども、高速道路だけでなく、民間フェリーを利用した輸送になりま

す。海上輸送での民間力の活用、これは民間会社にご協力いただきます。また、地方公共機関としてのNTTとの連携といったものや、あるいはガソリンスタンド関係、いわゆる石油関係です。これは東日本大震災のときにも問題になり、改善に当たられたわけです。また、電力会社との連携などもあります。こういった地方公共団体だけではなく、当然そこから派生している公的な機関、あるいは民間企業、そういったところとの連携をより一層進めていくことにより、政府のみならずオールジャパンで、大規模自然災害の対応を行っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会】

吉田参事官、ありがとうございました。

ここで休憩の時間をとらせていただきます。第2部は19時35分から始めさせていただきますので、第2部の開始時間までにお席にお戻りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【司会】

皆様、お待たせしました。定刻になりましたので、第2部講演に移らせていただきます。

第2部は、「災害派遣活動と今後の課題」と題して、陸上自衛隊第41普通科連隊長 泉 英夫 一等陸佐によります講演です。泉連隊長、お願いします。

講演に先立ちまして、簡単に泉連隊長の経歴をご紹介します。泉連隊長におかれましては、平成6年に第28普通科連隊に入隊し、その後、第15普通科連隊、陸上幕僚監部、統合幕僚監部に勤務され、平成28年、現職であります第41普通科連隊長に就任されております。海外派遣としましては、第一次東ティモール、第二次イラク復興支援で活躍されております。それでは連隊長、よろしくお願いいたします。

【泉連隊長】

それでは、改めまして皆さん、こんばんは。ただいま紹介いただきました陸上自衛隊別府駐屯地司令の泉でございます。本日は、「災害派遣活動と今後の課題」と題しまして、主として私たち別府駐屯地の自衛隊としての災害に関する問題認識や危機意識などについて

てお話をさせていただきます。

本日ここにおいでの皆様のごほとんどが地元別府市にお住まいの方、あるいは、この近傍の方々ということですので、地域に密着した内容でお話をさせていただきます。中には大変ローカルな地名を使って説明をさせていただきますが、そこはご容赦をお願いいたします。

説明項目は三本立てでございます、41連隊の概要、連隊の災害派遣活動、そして今度の課題、この三つで説明をさせていただきます。

まずは連隊の概要といたしまして、この四項目について順次説明をいたします。

まず、大分県における災害派遣の担任、担当の駐屯地について説明いたします。大分県には私どもの別府駐屯地のほかに、玖珠駐屯地、湯布院駐屯地、合わせて三つの駐屯地があります。私どもの別府駐屯地は、西は中津から東は津久見までの9市1町1村を担当しています。玖珠駐屯地は、玖珠町、九重町など1市2町、湯布院駐屯地につきましては、由布市、竹田市などの4市を、それぞれ三つの駐屯地で大分県全域の各市町村をカバーするように担当をさせていただいております。

次に、別府駐屯地の概要について説明いたします。まずは駐屯地の位置でございます。別府駐屯地は別府市内の海岸から約4.5キロ西に行ったところの標高約320メートルの扇山地区というところがございます。鶴見岳と扇山の麓にあります。この位置が後ほど今後の課題というところで問題になってまいりますので、ご認識いただければと思います。

次に、別府駐屯地の概要といたしまして、駐屯地の所在部隊です。駐屯地の中には、私が連隊長をやっております第41普通科連隊のほかに駐屯地の機能を維持するための整備、会計、通信といった各種の部隊が所在しております、総員は約1,100名となっております。

次に、連隊の編制・装備について説明します。まず連隊の編制ですが、41連隊は連隊本部の他に6個の中隊で編成されています。総員は約900名となっております。

次に、装備といたしまして、本日のテーマに合わせ災害派遣で活躍する主要装備品について説明をいたします。

これは高機動車で、こちらは人員の輸送や資材の運搬など多用途に使用することができます。こちらのメーカーはトヨタ自動車です、10人乗りとなっております。

右側が軽装高甲機動車で、もちろん程度によりますけれども、噴火した火山の噴石などが落下してくる状況でも、ある程度活動ができるというものです。こちらはコマツ製作所

の車両で4人乗りです。

次、左側がオートバイです。こちらは荒れた路面や狭いところでも活動することができます。川崎モーターズ、1人乗りで250ccとなっております。

右側は救急車で、こちらは患者4人を同時に搬送することができます。こちら、トヨタ自動車となっております。

左側が野外炊具1号（改）といいまして、私たちは通称炊事トレーラーと呼んでいますけれども、こちらは食事をつくることができるといった機材です。200名分の主食や副食をおおむね45分以内に調理することができます。

右側が水トレーラーですけれども、1トンの水を貯蔵し、また輸送することができます。これら二つのトレーラーにつきましては、大型トラックで牽引することによって移動させることができます。

次、左側は偵察用ボートです。オールによる手漕ぎ、または船外機を使って水害時に活用することができます。

右側は小型ショベルドーザで、瓦礫の除去や小規模の土木工事などに使用することができます。

次は災害派遣専門の装備品でございまして、人命救助セットと呼ばれるものです。エアジャッキ、削岩機、手動ウィンチ、エンジンカッターとか、今ここにご紹介させていただいておりますのは、数ある中のごく一部だけです。消防のレスキュー部隊が持っているような機材だと捉えていただければわかりやすいかと思います。本日、会場の外側に、この人命救助セットの一部の機材、工具類を持ってきておりますので、皆様お帰りの際、ご興味のある方はぜひ現物を見ていただければと思います。

次は、自治体・関係機関との連携について説明します。自衛隊に対する災害派遣要請の仕組みにつきましては、先ほど統合幕僚監部の吉田参事官から説明があったとおりでございます。自衛隊が行う災害派遣活動とは、自衛隊が独自に判断して行動しているわけではございません。あくまでも、自治体との調整によって任務や活動地域などが決定されます。

例えば、究極の例を申し上げますと、大規模な災害が発生しまして、複数の場所で多くの住民の方が行方不明になっている、大きな災害が出ている、そういう状況が起きたときには、当然、警察、消防、自衛隊といった救済機関、部隊は人手が足りないわけでございますけれども、そういうときに、どの地区を、どういった人を優先して救助するのかということを決めるのは、最終的にはそれは自治体様であり市長様であります。

次に、市町村との具体的な連携状況について説明いたします。私どもの別府駐屯地は11個の市町村を担当させていただいておりますが、今、資料を緑の線で区切っておりますように、この11個をさらに5個の区分に細分化しています。そして、小区分ごとに担当中隊をこのように決めております。例えば、別府でありますと、日出、杵築と一緒に2中隊が担当と、大分市であれば4中隊が担当というようになっております。そして各中隊は、平素から各市町村の防災担当の部署や担当の方々を掌握しておりまして、災害が起きそうなときには、事前にそういった担当の方々と電話などによって現場の状況とか市町村の体制などについて情報収集をさせていただいております。

私たちが最も知りたいこと、焦点となっておりますのは、各市町村が県庁に対して自衛隊への災害派遣要請を要求する意思があるのかないのかになります。あるのであれば、では自衛隊に求める役割、つまり我々にとっての任務ですね、それは何なのか、どこでどれぐらいの規模でやるのかを我々は知りたいということです。そういったことを早目に情報収集することができれば、私どもは、早いうちから部隊を準備させ、早く出動させることが可能になります。

次に、防災訓練などへの参加について説明いたします。

左側の写真、こちらは高速道路のNEXCOとの共同訓練ですが、こちらの7月にやった訓練では、高速道路での緊急車両の通行や緊急開口部の通過要領などについて検証をしております。

右側は先月末に行いました別府市の防災訓練ですけれども、別府市主催の訓練で野口ふれあい交流センターというところで行われましたけれども、そこで炊き出しをしております。先ほど紹介しました炊事トレーラーを活用しています。

この他にも、10月と11月のこの2カ月で、県、臼杵市、杵築市、豊後高田市の自治体等で防災訓練に参加しております。

続きまして、大きな二つ目でございますが、連隊の災害派遣活動ということで、こちらの四項目について順次説明します。

こちらは最近の活動実績ということで、平成22年以降の41連隊の災害派遣の実績を記しております。平成22年の東日本大震災のときには、宮城県の気仙沼市で活動いたしました。本日は、今年行いましたここに示す3件の災害派遣についての概要を説明いたします。

まず、杵築市山香病院の給水支援です。こちらは1月下旬に行ったものであります。こ

れは寒波による水道管の破裂で病院が断水になってしまい、病院の透析治療用の水などが不足して、患者様が危険な状況に陥るおそれがあったということで、災害派遣になりました。実績としては45トンということで、こちらの水トレーラー45個分を給水しております。派遣部隊の規模については、延べでございますが、人員63名の車両26両となっております。

次に、別府市湯山地区の山林火災です。こちらは4月中旬です。こちらは文字どおりですね、湯山地区の山火事を消しに行ったというものでございます。

次に、平成28年熊本・大分地震です。連隊は熊本県に派遣されることなく、こちらの大分県でも被害が出ておりましたので、別府市内において給食支援、給水支援、避難住民の輸送などをやっております。派遣部隊の規模については記載のとおりです。特にヘリコプターにつきましては、災害派遣の途中で、長野別府市長にお乗りいただきまして、上空から被害状況のご視察などもいただいております。

次に、最後の3本目、今後の課題ということで、私どもの部隊の問題認識、危機意識ということで、南海トラフと鶴見岳・伽藍岳の火山噴火について説明します。

まず、南海トラフ地震の地震発生のメカニズムですけれども、日本列島は東半分が北アメリカプレート、西半分がこちらのユーラシアプレートの上に乗っかっています。そして日本の南にあるフィリピン海プレートは、日本の西半分のユーラシアプレートのほうにぐんぐんと潜り込みつつ動いています。そうしますと、ユーラシアプレートのところで引っ張られて、ひずみが蓄積し、ある時点で耐えられなくなって、ぱんと戻る。そうすると、この衝撃で地震や津波が発生する。こういったメカニズムになっております。

こちらの資料は南海トラフの震源域です。東海地方から九州地方まで大変広いエリアが想定されています。これを区分しますと、東海、東南海、南海、日向灘というように四つに区分されます。

こちらは南海トラフ地震のときの振動数、揺れの大きさです。幾つかあるパターンの中で、本日は大分県における震度が最も大きなケースを紹介させていただきます。大分県は震度5弱から6弱ということで、別府・大分につきましては、大体5強から6弱揺れると予想されています。

次に、今度は津波の予想です。これも幾つかパターンがある中で、大分県に最も津波が押し寄せる場合を紹介します。佐伯が10～20、臼杵、津久見、大分の東部、そして日出が5～10メートルの津波、そして別府、大分の西部と杵築市よりも北の部分が2～5

メートルと予測されています。

続いて、同じく津波予想ですけれども、今度は大分県に1メートル以上の津波が押し寄せる到達予想時間、つまり発災してから何分で1メートル以上の津波が来るのかということでございます。最も早いのが佐伯で約20分、津久見で約35分、大分で約50分、日出、別府で約1時間25分という予想となっています。

次は、大分県の被害予想です。これは地震の揺れによるものと津波によるものとを合わせて記載しております。左から死者数、家屋の全壊焼失の数、同じく家屋の床上浸水の数でございます。死者数が多い順番に市町村を並べています。これを見ますと、やはり大きな被害が出る、特に1,000名以上の死者が出るのは佐伯、大分、臼杵、津久見、別府ということとなります。ここら辺が非常に大きな被害を受けます。

なお、こちらの地図で海岸ぶちに青く所々塗っておりますけれども、こちらは床上、床下問わず、津波によって浸水するエリアを概略、記載しております。

こちらは別府と大分の津波による浸水域を拡大したものです。別府は、南北10キロにわたって津波の被害を大体受けると。やはり地形の関係上、亀川と浜脇は、海岸から約1キロ位まで水が入ってくるという予想になっております。海岸ぶちにつきましては、深いところで2～3メートル浸水するよという見積もりです。

次に大分市ですけれども、西大分と高城は大体2メートル未満、大在と佐賀関は、全般的には2メートル未満ですが、一部は4メートル、あるいは5メートル未満、といった箇所も予想されています。

南海トラフ地震について、私どもの部隊で考えております今後検討・調整を要する事項でございますけれども、まず一つ目、迅速な部隊展開と被害情報収集についての自治体、関係機関との調整です。具体的に申しますと、各市町村の被害状況をいかに早く、また正確に掌握するかということと、部隊展開に必要な高速道路、特に別府から大分方向、こちらの優先使用について、NEXCOに早く話を持ち掛ける、調整をすることが重要と考えております。

二つ目、重機部隊の迅速な展開と活用とありますけれども、東日本大震災を見てもおわかりになりますとおり、津波の被災地と申しますのは、足の踏み場もない状況になります。つまり、車で部隊が展開することがそのままではできないということございまして、大型、中型のドーザーやショベルカーが必要になってまいります。そういった重機材を持っておりますのは、この近辺ですとこの施設科部隊でして、福岡県の飯塚や小郡、あるいは

長崎の大村にあります。こういった部隊を早く展開させて、我々はすぐ掌握して瓦礫の除去などによる捜索活動や道路の啓開などに使うということが必要になってまいります。

次に三つ目、住民避難に関する県庁・各市町村からの情報収集ということでございます。住民の方々の避難所、避難者数、どこに何人おられるのかといったことを掌握する必要があります。

四つ目、生活支援などに関する県庁・各市町村との調整ということでございます。給食、給水などのニーズがどこでどれだけあるのか、また我々のほうで対応できるのかどうか、そういった調整などが必要になってまいります。

次に、二つ目の課題と認識しております鶴見岳と伽藍岳の火山噴火について説明します。鶴見岳・伽藍岳は、別府と由布市との間にある火山です。この二つの火山は、気象庁によりますと、このような位置づけになっております。活火山の中に、常時観測火山というのがあり、その中で噴火警戒レベルが設定されている火山があり、鶴見・伽藍はここにあります。同じ大分県内でも久住山、あと有名な山で言いますと富士山や雲仙、このような位置づけになっております。

そもそも活火山と申しますのは、今全国に110登録されておりますけれども、おおむね過去1万年前に噴火した火山や現在活発な噴気活動のある火山、こちらが登録されております。さらに、その中で常時観測火山というのが今50ありますけれども、今後、100年程度の中長期的に、噴火の可能性のあるもの、噴火した場合に社会的な影響が大きいもの、そういったものが登録されるというものです。なお、噴火警戒レベルが設定されておりますのは、全国に37、今日現在であります。

この二つの火山につきましては、ほかの火山と比較して活動履歴が少ない、つまり比較的の不活発な火山ということが言えます。ですが、今年7月26日より噴火警戒レベルの運用が開始されております。運用開始以降、現在に至るまでレベル1、いわゆる活火山であることに注意というレベルになっております。

この二つの火山の噴火の歴史について説明いたします。鶴見岳につきましては、約4万年前から活動を開始いたしました。2万9,000年前から7,300年前ぐらいまでの間に、溶岩を噴出しながら噴火が繰り返し行われていました。そして西暦200年ごろに山頂付近が噴火しています。伽藍岳は約1万年前に活動を開始いたしまして、西暦771年と867年に水蒸気爆発を起こしています。先ほど私は、この二つの火山は比較的活動履歴が少ないと申し上げましたけれども、この伽藍岳の867年の水蒸気爆発以降、今日に

至るまで約1,200年間は、何らかの活動はやっていますけれども、噴火はしていません。

二つの火山の最近の状況です。左側、鶴見岳です。鶴見岳は昭和24年に山頂の北西約500メートル、標高約1,100メートルの位置で噴気が上がっているのが確認されておりまして、それが赤池噴気孔とされています。昭和49年、50年には周囲に石を飛ばすような噴気活動が確認され、現在も噴気は続いています。

伽藍岳の方は、平成7年に伽藍岳の火口の中、地元の方はお分かりになると思いますが、塚原温泉の上のところですね、そこで泥火山が形成されるという事象が起きています。この泥火山といいますのは、地下深くの粘土が地表に噴出してできる地形や現象ということでございます。現在、噴気活動は続いております。

この鶴見と伽藍と二つ比べますと、伽藍岳のほうが明らかに噴気の量が多いというのをお分かりになります。

続きまして、一般的な火山噴火の現象について説明いたします。まず噴石です。大きな噴石は、直径約50センチ以上のものを指しますけれども、鉄筋コンクリートの建物の屋根を貫通する場合があって、大変危険です。この大きな噴石は、噴火口から約4キロ以内に飛ぶということです。大変危険ですので、事前にそのエリア外に避難することが必要になります。小さな噴石は、直径約50センチ未満のことを言いますが、こちらは風に流されて10キロ以上遠くまで飛ぶということです。こちらは屋内退避が必要であると、一応建物の中に入っていれば大丈夫ということになっております。

次は溶岩流です。溶岩流というのはマグマですね、火口から溢れてとどろろと流れてくるような大変危険な現象でございます。ただ、大変危険ですけれども、通常速度が遅いため、走って逃げることも可能だということです。鶴見と伽藍につきましては、過去発生の履歴はあります。

次は火砕流と火砕サージです。こちらは1994年の雲仙普賢岳の際に有名になりましたけれども、火砕流と申しますのは、火山灰などが高温の火山水ガスと一緒に早い速度で山からおりてくる現象ということです。火砕サージにつきましては、火砕流の周辺に発生する高温の熱風や熱雲ということで、こちらいずれも大変危険ですので、発生前にそこから逃げるが必要になってきます。鶴見岳と伽藍岳につきましては、この発生の履歴は過去については少ないとされています。

次に降灰と土石流です。まず降灰、火山灰ですけれども、こちらは大量に降り積もると

建物が押しつぶされる場合もあります。主な影響ですけれども、人体においては目や呼吸器に悪影響を及ぼすと、交通という点につきましては、道路が滑りやすくなって車両がスリップしやすくなる危険な状況になります。あとは鉄道が麻痺します。電気については停電が発生、上水道については給水が停止されるといったことが起こる可能性があります。

土石流につきましては、噴火によって山の斜面や谷の上流に火山灰が降り積もり、その後大雨が降った場合、その降り積もった火山灰がどっと土石流となって流れてくるというものです。こちらの写真は雲仙・普賢岳のときの状況です。この土石流の速度が時速数十キロ以上と大変早いということですので、そういった噴火が起きて、雨が降ったら、速やかに事前に逃げる必要があります。鶴見・伽藍につきましても過去の発生履歴があります。

次に、鶴見岳噴火の場合の火山防災マップについて説明いたします。こちらは県のほうで、鶴見岳・伽藍岳の過去の噴火の実績、あるいは全国にある、似たような火山の過去の噴火実績を踏まえて作成されたものでございます。

まず噴石ですけれども、こちらの茶色で囲っているラインです。火口から約4キロということで、明礬、南立石、志高湖、由布岳といった範囲に飛ぶとされております。

次に火砕サージ。オレンジで書いてありますが、溶岩流と火砕流と火砕サージの三つにつきましては、三つとも大変危険で、当然人体に触れば危ないですが、その三つの中で火砕サージが最も広い範囲に広まりますので、本日はこの火砕サージについて説明いたします。

火砕サージは扇山の山頂、小倉、実相寺、荘園、今、私たちがいるビーコンプラザ、別府アリーナ、由布川溪谷、城島高原、由布岳パーキングエリアといったようなエリアまで広がります。特に別府市方面につきましては、堺川と朝見川に沿って、この地形に沿って流れてくるというイメージです。

土石流につきましては、灰色で書いておりますけれども、柴石温泉から新川沿いに亀川の方向で、春木川沿いと堀田、これらの箇所が発生するおそれがあるとされています。

次は伽藍岳が噴火した場合の防災マップです。大きな噴石につきましては、半径4キロの茶色の線ですが、アフリカンサファリ、別府湾サービスエリア、堀田と塚原といったエリアですね。火砕サージにつきましては、明礬、鉄輪、旭小学校、小倉、扇山の山頂、由布岳パーキングエリア、そして、安心院といったところまで広まるとされています。こちら別府方面につきましては、この春木川に沿って火砕流などが流れてくるというイメージ

です。

次に土石流ですけれども、湯山、柴石温泉から亀川、明礬、春木川沿い、それと堀田、こういったところで発生する恐れがあります。

それでは、この鶴見岳、伽藍岳噴火に関する私どもが認識している問題点でございますけれども、一つ目と二つ目の住民避難と生活支援等に関することは、先ほどの南海トラフの地震と同様ですので、省略いたします。

三つ目、駐屯地機能の移転に関する関係自治体との調整、並びに移転に関する訓練・検証とされておりますけれども、先ほど防災マップを紹介いたしました、特に鶴見岳が噴火した場合は、私ども別府駐屯地が溶岩流や火砕流の通り道となっております。つまり、私たちの駐屯地がそのまま被災してしまうという被害の見積もりになっておりますので、私たちが災害派遣任務を遂行するため、または隊員の生命を守るためには、安全な地域に一時的に駐屯地の機能を移転して、そこを新たな拠点として災害派遣活動をすることが必要になってきます。したがって、どのタイミングでどこに移転するのかといったことを自治体様と調整する必要があります。

ただ、こういったときには多くの住民の方々も当然避難をされるわけでして、我々が移転する場所と申しますのは、相当大きな地積が必要になってきます。ですから、住民の方々の避難先と競合しないように、重ならないように、そういったところは今後役所と調整していきたいと思っております。また、実際に訓練することによって、移転に必要な所要時間、どれくらいかかるのかといったことをしっかりと検証することが必要になってまいります。

次に四つ目ですけれども、隊員及び隊員家族の防災意識の向上としております。私どもの駐屯地がある扇山地区を始め、先ほど防災マップで紹介いたしましたけれども、被災するおそれがある地域には、当然、隊員とその家族がたくさん居住しています。ただ、隊員は任務がありますので、みずから被災しながらも、家族を残し、駐屯地部隊に出勤して災害派遣活動に参加しなければなりません。したがって、自分のことは自分でやる、ご近所の人と助け合う、そういった自助・公助の意識というものをしっかりと持たせることが大事です。しかも、意識だけ持つのではなくて、避難に必要な万全の準備ということで、例えば飲料水、食料、生活用品、そういったものをしっかりと準備をさせておくことが必要だと思っております。

以上で私の説明を終了いたしますが、本日は私ども別府駐屯地陸上自衛隊としての、こ

の近辺におけます災害についての危機意識、問題認識を紹介させていただきました。地域の皆様の防災意識の向上や自治体様の防災業務のお役に少しでも役立てれば幸いです。本日はどうもありがとうございました。

【司会】

泉連隊長、ありがとうございました。

引き続き、講師の方々への質疑応答に移りたいと思いますので、準備させていただきます。しばらくお待ちください。

(会 場 準 備)

【司会】

お待たせしました。引き続きまして、質疑応答に移らせていただきます。それではご来場の皆様からご質問をお受けしたいと思います。第1部を含め、講師の方々にご質問がある方は、挙手をお願いします。

なお、質問の際は、どちらの講師に質問するかを発言の上、お願いいたします。

【質問者】

泉指令にお聞きしたいと思います。私は一別府市民でありまして、4月16日の地震の際、軽微ですが被災した者であります。今年9月、先ほどもお話がありましたが、別府市の危機管理課に自衛隊退職者、すなわち自衛隊OBが採用になりました。これは別府市にとっては長年の悲願でもあり、極めて大きな前進であると思います。こうした管理課に自衛隊OBが入られたということで、今後、自衛隊の連隊と、今、説明がありました担任区域の自治体と、今後どのような連携を図っていかれようと思われているのか、基本的なスタンスをぜひお聞かせいただけたらと思います。

【泉連隊長】

ご質問ありがとうございます。まず、我々別府駐屯地の部隊から見て、いわゆる防災官の方に期待する役割としましては、災害が起こりそうなときに、そちらの役場、あるいは現場の状況を詳しく教えていただきたいというところでもあります。自衛官OBでございま

すので、私たちがどういった情報を知りたがっているかは十分承知しています。我々にとってのニーズに応じていただけるような活動をしていただければと考えております。

【質問者】

吉田参事官にご質問が1点ございます。別府市の危機管理課の自衛隊出身のOBであります。

熊本地震のときに、北海道の部隊が高速道路を使用して九州に来ることに問題があったとご発言なされておりましたけれども、具体的にどんな問題があったのかというところと、それにどのような対策措置をしてきたのかというところをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

【吉田参事官】

ありがとうございます。必ずしも北海道の部隊だけの問題ではないので、移動時の問題点として、我々が把握して、今対応を考えているのは幾つかあります。

一つは、部隊展開における高速道路の迅速な通行ということですが、ご協力をいただいて、高速道路を災害派遣のために自衛隊の車両が通るときには無料ということで処置していただけるようになりました。それは非常にありがたいことで、前進したわけですが、無料にするための仕組みの問題として、料金所を通過する際に、この車は災害派遣で、今向かっていますということを証明しないといけないということで、証明書を毎回提示しなければならないわけです。ご案内のとおり、今、普通の車両はETCですと通れますが、無料にするがために、ETCが使えなくて、毎回確認をして入る、降りるという行為をして、数も多いため、そこで渋滞が起きてしまうことがありました。当然そういったことで、部隊がまとめて移動するときに、余計な時間がかかってしまっていたということですので。そういったこともあるので、現在、ETCカードで自動的に、精算するときに無料になるような仕組みができないかという方法を、今、国土交通省とも話をさせていただいているというのが一つあります。

それからもう一つは、自衛隊は、自前でガソリンなどを持って行ってそれを使っているのですが、せっかく高速道路に乗って早く移動しているにもかかわらず、長距離のため途中で給油しないといけないときに、サービスエリアにあるガソリンスタンドを使うわけにはいかず、近くの駐屯地まで行って給油をしていたわけです。そうすると、結局ま

た高速道路をおりて、そしてまた駐屯地から高速道路までいき乗るということで、そのままサービスエリアで給油をすればいいものを、必要以上に時間がかかってしまっていたという問題点がありました。

それで、今、サービスエリアに自衛隊独自の給油施設という形で、高速道路をおりずに使えるという方法を、今、NEXCOと話しております。基本的にはその方向で進んでおります。そういった給油の面、自衛隊独特の制度に起因する問題ということが今回わかりました。以上2点については、今、改善の方向に向かっているということでございます。

【質問者】

東日本のときも、燃料給油の面については問題になりまして、いろいろと調整した結果、高速道路のサービスエリアに燃料給油車を持って行って給油できたという事例があるのですけれども、今回それは結局適用できなかったということでもよろしいでしょうか。

【吉田参事官】

そうですね、今回の場所では、事前の話が十分に練れていなかったこと、問題点は共有されたと思いますが、これは東北の方は、できるようになったという言い方をした方がいかもしれませんね。あの経験があったところは進展したわけですが、今回はそれ以外の地域でしたので、また同じ問題が起きてしまいました。事前によくNEXCOの方と話をしておかないといけないということで、改善していくことになっています。

【質問者】

今日はどうもありがとうございました。お話の中でもちょっと伺ったのですが、特に南海トラフ等の発生に関連して、地域すなわち大分でいえば、大分県、あるいは各市と、いわゆる防衛省、各部隊もそうなのですが、いわゆる防災計画というのか、そのすり合わせ、マッチングが必要になると思います。そして、それに基づく訓練とか必要になってくるのですが、まず計画のマッチングを図るための今後の見通しというか、何かこういうふうにやっていきたいというのがあったら伺いたいです。

【泉連隊長】

もちろん、我々自衛隊と自治体様で防災計画をすり合わせしなければいけないというこ

とです。実例を申し上げますと、7月に、私どもの上級部隊である第4師団の計画で、師団長以下、県庁に参りまして、南海トラフのときの合同訓練をやっております。南海トラフのような大きな震災が起きた場合は、いくら災害の担当区域が私ども41連隊と申しましても、当方の連隊だけではとても人手が足りませんので、上級部隊、師団あるいは西部方面隊、あるいは全国規模ですね、統合任務部隊などを編制して対応をすることになると思います。

最初のほうに戻りますけれども、そういった計画のすり合わせとか訓練等については、しっかりやっております。引き続き、それをお互いに深化させていきたいと思っております。

【吉田参事官】

南海トラフが全部連動した場合ですけれども、とてつもない状況になります。東日本大震災の規模でも、東北方面総監部が、今回の熊本では九州でしたので西部方面総監部ということでした。しかし、南海トラフが連動すると、東方から中方、それから西方全て発災しますので、方面をまたいでどうなるのかということがとても心配です。東方から全ての場所で起きるため、応援を出せるのが北方と東北方だけになります。多分、自衛隊の総力を挙げてもまだ足りないのではないかとというぐらいの話になります。

そうなったときに、一つは米軍にも協力していただかなければいけない、あるいはその他にオーストラリアや韓国であるとか、熊本地震の際も救援を出してもらいましたけれども、そういったことも政府としては考えていかないと、とても対応しきれません。地元の部隊だけでは大変で、応援もよく練っていかないといけないわけです。

方面をまたぐときに、今回、陸上総隊司令部というものをつくっていく方向です。方面をまたいだ計画もしっかりやっていかないといけないと思っています。

【質問者】

吉田参事官にお聞きします。「大規模自然災害時の自衛隊の役割」の13頁右下の応急医療のところ、それと23頁のDMATとの連携のところに関してですが、自衛隊の野外手術システムをはじめとした応急医療のシステムとDMATは、組織上独立していると思えますが、実際の現場においては、連携したり人的に交流があったり、災害に具体的に対応するという感じになっているのでしょうか。

【吉田参事官】

実際にという意味で言うと、DMATの方が迅速性はあります。最初にDMATを入れます。DMATは、病院や基本的には各地域医療のところに加わっていく形になります。どちらかといえば、まず自衛隊はDMATの方を最優先で移動させるということになります。熊本地震の際も実際そうでしたけれども、DMATの方は全国から来ますので、航空機とヘリコプターと合わせて、最初に、それぞれの展開地に入れていきます。

自衛隊の持っているユニットは数に限りもありますので、当然、我々も持っていく必要があるときには、自衛隊の基地に持っていくということになりますが、正直なところは、数からいっても、これまでの練度からいってもDMATの方をそれぞれのところに入れていく方がより効果があるのではないかと思います。

DMATの方は、厚労省の担当として各地域医療の本部と連携する形になっており、自衛隊と連携するという形よりは、それぞれの病院などと合わせて、サポートしていくというのが、実際の運用方法になるわけです。

自衛隊は、どちらかといえば、継続的にその後をフォローしていく形で、陸上自衛隊も含めてですけれども、それぞれのところで巡回医療、あるいは患者さんの受け入れ等を行っていくという役割分担になっているというのが実態だと思います。

【質問者】

吉田参事官にお伺いをしたいと思います。現在、自衛隊は、水害派遣、それから地震、それから海賊船退治、かつてはオウムのサリン事件、こういうことに大変活躍をさせていただいております。最近では、南スーダンの支援も目を見張るものがあります。そして、私は、ちょっと活躍が薄れてきておるところがあると思ったのが原子力問題です。東京電力は下請の素人みたいなところに依頼して、かなり被害者を出しています。自衛隊では、どのような研究をしているのかをお伺いしたいと思います。

それともう1点。最近、自衛隊員の募集に対して、3カ月間臨時ということで、3カ月終了した後に本採用になっております。私は、これについてあまり感心をしていません。何故かという、同じ公務員でありながら臨時採用というのは不自然な感じを受けるからです。入る人もあまりいい気持ちで入らないのではないかと感じております。したがって、こういうことを改善していただく必要があるのではないかと感じております。中央に帰り

ましたら、どうか検討をお願いしたいと思います。以上です。

【吉田参事官】

最初の質問ですけれども、「NBC兵器」などと言われておまして、「N」、あるいは「CBRN」という言い方、「R」という言い方もしますけれども、対放射線の防護といった観点での知見と能力の保持にはもちろん努めているわけですが、やはり本質的には原子力に関する技術そのものは、自衛隊が特に核兵器を持つということにならないということもあり、専門家がいるわけではありません。そういった意味で、各原子力発電所を持っている事業者のように専門家がないというのが実情です。原子力災害そのもので、根本的な原因への対処というところは正直なかなかできないのは事実です。そこは、核兵器を持っているようなアメリカ軍とかフランス軍等とは、やはりレベルが違うというのは、致し方ないところがございます。

ですから、原子力防災派遣に関しては、自衛隊が行う役割というのは極めて限定的です。原子炉そのものにかかわるようなものは事業者を中心として、対応していただかないとどうしようもないというのが実情です。それを踏まえた役割ということで、自衛隊の活動は基本的にオフサイトで避難の誘導であるとか、あるいは消火の部分は防護しながら対応するなど、限定的な役割を果たしていくということになります。

それから後段の質問についてですが、現在、もちろん少子化という大きな問題がございます。あるいは、世の中的にも非正規雇用への対応といった議論もございます。そういった社会的な働き方の部分も踏まえて、有為な人材を如何に確保するかを本省レベルでも話しています。これは任期制の隊員に限りません、トータルで、今、人事制度の見直しは防衛省のレベルでもやっています。その結論が、ご指摘のようになるかどうかはまだわかりませんが、特に少子化の影響で、非常に人材確保が難しくなっているのは、自衛隊だけではなく、警察でも同じような状況だと聞いております。このことへの対応を考えなくてはいけないと思います。ご指摘の点も、一つの大きな解決の示唆を含んでいると思いますので、そういった点も含めて、引き続き議論を行っていきたいと思います。

【司会】

では、予定の時間も来ておりますので、質疑応答を終わりたいと思います。講師の皆様、ありがとうございました。

これもちまして、第32回防衛問題セミナーを閉会させていただきます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

なお、お手元のアンケート用紙につきましては、今後の業務の参考とさせていただきますので、ご記入の上、出口に設置しておりますアンケート回収ボックスに投函していただくか、お近くの係員にお渡してください。ご協力の程よろしく申し上げます。ありがとうございました。

— 了 —